

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本入札に係る落札決定及び契約締結は、当該調達に係る令和 8 年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とします。

令和 8 年 2 月 5 日

分任支出負担行為担当官

東北農政局平鹿平野農業水利事業所長

横田 憲一郎

1 調達内容

- (1) 調達件名 令和 8 年度モノクロ広幅複合機 1 式及びカラー広幅複合機 1 式の保守
- (2) 内 容 別紙仕様書のとおり
- (3) 契約期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (4) 履行場所 別紙仕様書のとおり
- (5) 入札方法

入札書には保守の総価を記載するものとし、その内訳を添付するものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載するものとする。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和 7・8・9 年度全省庁統一資格「役務の提供等」において、「A 等級」、「B 等級」、「C 等級」又は「D 等級」に格付けされている東北地域の競争参加有資格者であること。
- (4) 当該業務に係る迅速なアフターサービス及びメンテナンス体制が整備されていることを証明した者であること。
- (5) 東北農政局長から、東北農政局物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領（平成 26 年 10 月 1 日付け 26 北総第 437 号東北農政局長通知）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札等の日時及び場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、必要書類の提出場所及び問合せ先

〒013-0051 秋田県横手市大屋新町字大平 99-39

東北農政局平鹿平野農業水利事業所 庶務課経理係

電話 0182-35-7781

- (2) 入札説明書の交付期間及び方法

入札説明書は、電子調達システムにより交付する。

ただし、紙による交付を希望する場合は、令和 8 年 2 月 5 日（木）から 3 月 2 日（月）まで（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間、3（1）に掲げる場所にて交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

令和8年2月17日(火)午後1時30分 東北農政局平鹿平野農業水利事業所会議室

(4) 入札書の受領期限及び提出場所

① 電子調達システムによる入札書の締め切り

令和8年3月9日(月)午後1時30分

② 紙入札方式により持参する入札書の受領期限及び提出場所

受領期限：3(4)①に同じ

提出場所：3(1)に同じ

③ 郵送等による入札書の受領期限及び提出場所

受領期限：令和8年3月6日(金)午後5時

提出場所：3(1)に同じ(書留郵便又は「民間事業者による信書の送達に関する法律」(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便のうち、引き受け及び配達記録をした信書便に限る。)

(5) 開札の日時及び場所

令和8年3月9日(月)午後2時 東北農政局平鹿平野農業水利事業所会議室

4 入札者に要求される事項

(1) 入札に参加しようとする者は、本件調達に求められる仕様等について、入札説明書に定める様式に基づく書類を、令和8年3月2日(火)正午までに提出しなければならない。

(2) 入札説明書に定める様式に基づく書類を分任支出負担行為担当官が審査し、仕様を満たしていないと判断した者は本競争に参加させないものとする。

また、提出された書類について説明を求められたときはそれに応じなければならないものとし、応じない場合は本競争に参加させないものとする。

5 電子調達システムの利用

本件は、電子調達システムを利用し、競争参加資格の確認のための証明書等の提出及び入開札手続を実施するが、電子調達システムにより難しい場合は、紙入札参加届出書を提出するものとする。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金及び契約保証金は、免除する。

(3) 本入札公告に示した競争参加資格のない者の入札、提出した書類に虚偽の記載をした者の入札、入札に関する条件に違反した入札及び東北農政局競争契約入札心得(平成28年4月1日付け27北総第972号東北農政局長通知)第4条の3の規定に違反した者の入札は、無効とする。

(4) 落札決定後、契約書を作成する。

(5) 入札説明書で示す競争参加に必要な書類を提出した者であって、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 発注者綱紀保持対策について

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)第10条及び第11条にのっとり、第三者から不当な働き掛けを受けた場合は、これを拒否し、その内容(日時、相手方氏名及び働き掛けの内容)を記録し、同規定第9条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会(以下「委員会」という。)に報告し、委員会の調査分析において不当な働き掛けと認められた場

合には、当該委員会を設置している機関において閲覧及びホームページにより公表する。
発注者綱紀保持対策の詳細は、当省のホームページ
(https://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403_jigyousya.pdf) による。

(不当な働き掛け)

- ① 自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼
- ② 指名競争入札において自らを指名すること又は他者を指名しないことの依頼
- ③ 自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼
- ④ 公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取
- ⑤ 公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取
- ⑥ 公表前における発注予定に関する情報聴取
- ⑦ 公表前における入札参加者に関する情報聴取
- ⑧ その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取

(7) 詳細は、入札説明書による。

◆お知らせ

東北農政局調達情報メールマガジン（物品・役務）の配信について

物品・役務の一般競争入札公告及び企画競争、公募の公示の新着情報をメールマガジンで配信しています。

メールマガジンの登録は、右の二次元バーコード（農林水産省ホームページ
<https://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/index.html>）から行ってください。

